

標記爭議ニ関し其後ノ状況左記ノ通ニ有之

記

一、事業主側

會社側ニ於テハ從業員同盟ノ爭議ヲ表面解決セルニヨリ作業  
ヲ回復シタルニ對シ退職社員聯盟ノ手當問題ニ就テ措置方議定  
中ナルヲ後記ノ如ク交渉セルニ未ク具体化スルニ至ラズ

二、爭議困難

(A) 社負股豐爭議困難本部加盟者ハ協議ノ上社長ト直接交渉ノ上  
有利ニ解決セムトシ會社ニハ西常務ヲ再三訪問シ會見方交  
渉スルニ不得要領ナル爲メ去ルニ十五日ハ數班ニ分レ社長  
ノ立廻先ニ於テ直接交渉スベク京ビル帝國ホテル、工業俱樂部  
部及多滙銀行等ニ張込居タルカ全日星社長ハ京ビルヨリ工  
業俱樂部ニ至リ下車セシトシタルニ前記張込社員ニ發見セ  
ラレタルニヨリ即時多滙銀行ニ向ヒタルヲ追跡シ會見方要

求セルヲ以テ翌七時ヨリ代表者トシテ木下外四名ト全行ニ  
踏食堂ニ於テ會見後叙ノ如ク交渉セルニ何等進展セザリキ  
其後引續キ結束ヲ圖リ從業員同盟ト密カニ連絡ヲ保テ策動  
シツ、ハアリ

(B) 從業員同盟本部ニ於テハ前報ノ如ク去ル廿五日同情欠勤者  
ノ入場式ヲ了ヘタル後犬池、中田外三名ハ西常務ヲ訪問  
シ、本日入場セル從業員ノ自由外出方交渉セルカ拒絶セ  
ラレタルニヨリ更ニ五名ハ連絡員トシテ外出方交渉纏リ  
タルヲ以テ午後一時ヨリ第一本部ニ於テ実行委員會ヲ開キ  
(1) 會社側ト交渉セル五名ヲ連絡員トシ爭議困難トノ密絡ヲ保  
チ本會ノ対策ヲ協議スルニト

(2) 本月五日迄爭議困難維持方法ニ付テハ半数宛交代出勤シ從

業ノ通編成シ本會継続スルコト

(3) 廿六日五時ヨリ紀念撮影スルコト